

岐阜県配偶者からの暴力の防止及び  
被害者の保護等並びに困難な問題を  
抱える女性への支援のための基本計画  
(素案)

岐 阜 県

# 目 次

第1章	計画の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の基本理念	2
第2章	岐阜県におけるDV及び女性支援に関する現状	
1	女性に関する相談の状況	3
2	配偶者等からの暴力被害の状況	4
3	性犯罪・性暴力の状況	6
4	一時保護の状況	7
5	県民意識	9
第3章	計画の内容	
	計画の体系	16
	<b>施策の柱Ⅰ 暴力を許さない社会づくり</b>	
	① 暴力を許さない県民意識の醸成	18
	② 若年者に向けた予防啓発・教育の推進	20
	③ 加害者対策の推進	21
	<b>施策の柱Ⅱ 安心して相談できる体制づくり</b>	
	① 相談体制の整備と強化	22
	② 相談支援員の資質向上と二次被害の防止	25
	<b>施策の柱Ⅲ 安全・安心が保障される保護</b>	
	① 通報への迅速・的確な対応	27
	② 安全・安心の確保と保護体制の充実	28
	<b>施策の柱Ⅳ 実効性のある自立支援</b>	
	① 生活再建に向けた支援	31
	② 子どもの安全・安心を確保する支援	34
	<b>施策の柱Ⅴ 関係機関と連携した支援体制づくり</b>	
	① 関係機関相互の連携促進	36
	② 市町村における支援の充実	38
	③ 良質な支援につなげるための苦情処理体制整備	39
第4章	計画の推進体制と役割分担	
1	推進体制	41
2	役割分担	41
第5章	基本目標	42

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

配偶者(注)からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DVの被害者の多くは女性です。女性に対する暴力は、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。こうした背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的問題があります。

2002年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年4月13日法律第31号。以下「DV防止法」という。)が全面施行され、国及び地方公共団体にはDVを防止し、被害者の保護を図る責務があることが法律で明示されました。

2004年5月、DV防止法が改正され、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下「DV防止基本方針」という)に則して都道府県基本計画の策定が求められました。

本県では、これを受け、DV防止法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(以下「DV防止基本計画」という。)を策定し、DV被害者の実態に即した施策を全県的に実施してきました。

加えて、女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、2022年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)(以下「困難女性支援法」という。)が成立しました。

2023年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(令和5年3月29日厚生労働省告示第111号)(以下「困難女性支援基本方針」という。)が公示されました。

この計画は、現行のDV防止基本計画(第4次)の計画期間が2023年度末をもって終了するにあたり、より一層、総合的かつ効果的な施策を推進するため、新たなDV防止基本計画(第5次)として策定するとともに、困難女性支援法や困難女性支援基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指して策定します。

注) この計画において、「配偶者」とは、DV防止法の定義と同様に、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

なお、この計画では、「配偶者からの暴力」には、恋人など親密な関係にある交際相手からの暴力も対象として考えています。

注) この計画において、「支援対象者」とは、DV防止法及び困難女性支援法で支援の対象となる者とし、「被害者」とは、DVまたは性暴力被害者とします。

## 2 計画の位置づけ

- (1) DV防止法第2条の3及び困難女性支援法第8条第1項の規定に基づく計画とします。
- (2) 「岐阜県男女共同参画計画(第5次)」に掲げる「男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」及び「困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備」を図る取り組みとして位置づけます。
- (3) 国が策定した「DV防止基本方針」及び「困難女性支援基本方針」を指針とします。

## 3 計画の期間

この基本計画の期間は、2024年度から2028年度までの5年間とします。

ただし、「DV防止基本方針」又は「困難女性支援基本方針」が見直され、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じ見直すこととします。

## 4 計画の基本理念

DV防止法、困難女性支援法、その他の関係法令等の基本的考え方に基づき、次のとおりとします。

- (1) 配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- (2) 女性に対する暴力は、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げになっていること。
- (3) 被害者は自らの意思に基づき、安全に安心して自分らしく生きる権利を持つこと。
- (4) 子どもの目の前で配偶者間の暴力が行われることは、子どもの健全な心身の発達の妨げとなり、子どももまた被害者であること。
- (5) 暴力を許さない社会づくりを目指し、暴力を防止し被害者を支援することは、行政の責務であること。
- (6) 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすること。
- (7) 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間団体との協働により、早期から切れ目なく実施される必要があること。
- (8) 施策を進めるにあたっては、県、市町村等の関係機関、民間団体等が相互に連携し、協働することが不可欠であること。

## 第2章 岐阜県におけるDV及び女性支援に関する現状

### 1 女性に関する相談の状況

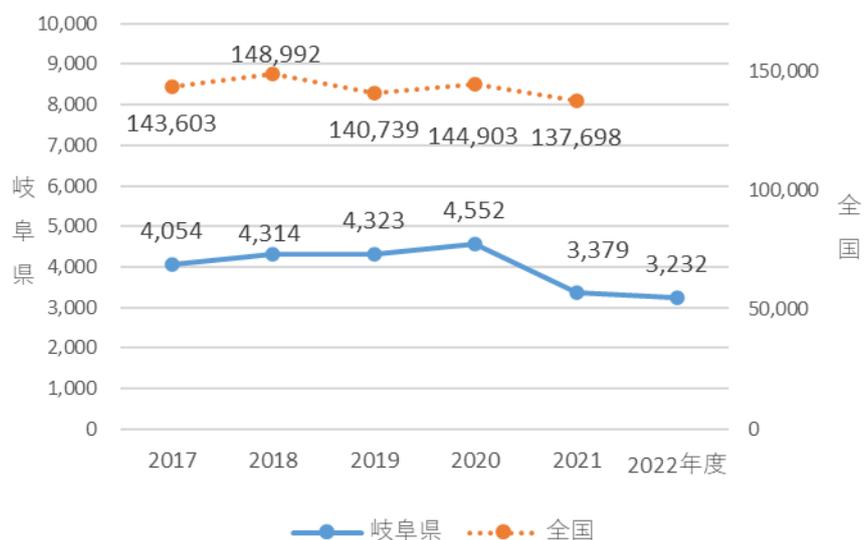
夫婦や家族の問題、配偶者等からの暴力など、女性から幅広い相談を受け、関係機関と連携して支援を行っている婦人相談所(女性相談センター)※1の相談件数を通して女性に関する相談状況を見てみると、全国的には、減少傾向であり、県女性相談センターの2022年度の相談件数は3,232件で、近年では2020年度が最も多く、その後減少しています。

※1 この計画において、これまでの取り組みについて記載するときは、「女性相談センター」とし、今後の取り組みについて記載するときは、令和6年4月1日から施行される困難女性支援法第9条に規定されている「女性相談支援センター」とします。

年齢別では、「40歳代」が最も多く、次いで「30歳代」「50歳代」となっています。「18歳未満」「18歳以上20歳未満」からの相談が少ない状況となっています。

主訴別では、職場内や友人との人間関係等につまわる「人間関係・その他」が最も多く、次いで「夫等の暴力」となっています。

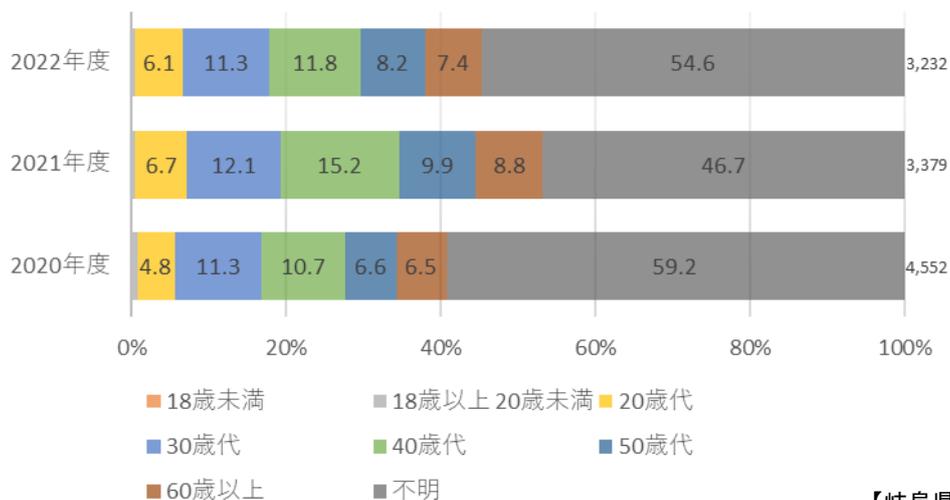
図表1-1 婦人相談所(女性相談センター)における相談件数  
(件)



【厚生労働省福祉行政報告例及び岐阜県調べ】

※2022年度の全国数値は、2023年11月末時点では未公表

図表 1-2 女性相談センターにおける年齢別の相談割合



【岐阜県調べ】

図表 1-3 女性相談センターにおける主訴別の相談件数

(件)

内容別	人間関係										経済関係			医療関係			住宅問題・帰宅先なし	売春・売春強要	人身取引	不純異性交遊・暴力団	計			
	夫等の暴力※	離婚問題	子どもからの暴力	親の暴力	その他親族の暴力	交際相手からの暴力	その他の者の暴力	男女問題	ストーカー被害	その他	生活困窮	求職	その他	病気	精神的問題	その他								
2020年度	3,702	1,260	105	30	116	19	42	41	60	9	2,020	95	20	22	53	735	46	634	55	20	0	0	0	4,552
2021年度	2,857	1,302	67	33	146	29	53	57	26	16	1,128	65	13	22	30	439	38	373	28	18	0	0	0	3,379
2022年度	2,656	1,144	75	32	114	22	61	27	14	12	1,155	50	10	5	35	503	39	399	65	22	0	0	1	3,232
	82.2%	35.4%	2.3%	1.0%	3.5%	0.7%	1.9%	0.8%	0.4%	0.4%	35.7%	1.5%	0.3%	0.2%	1.1%	15.6%	1.2%	12.3%	2.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	

※「夫等の暴力」として受付した件数には、本人以外からの相談件数を含む

【岐阜県調べ】

## 2 配偶者等からの暴力被害の状況

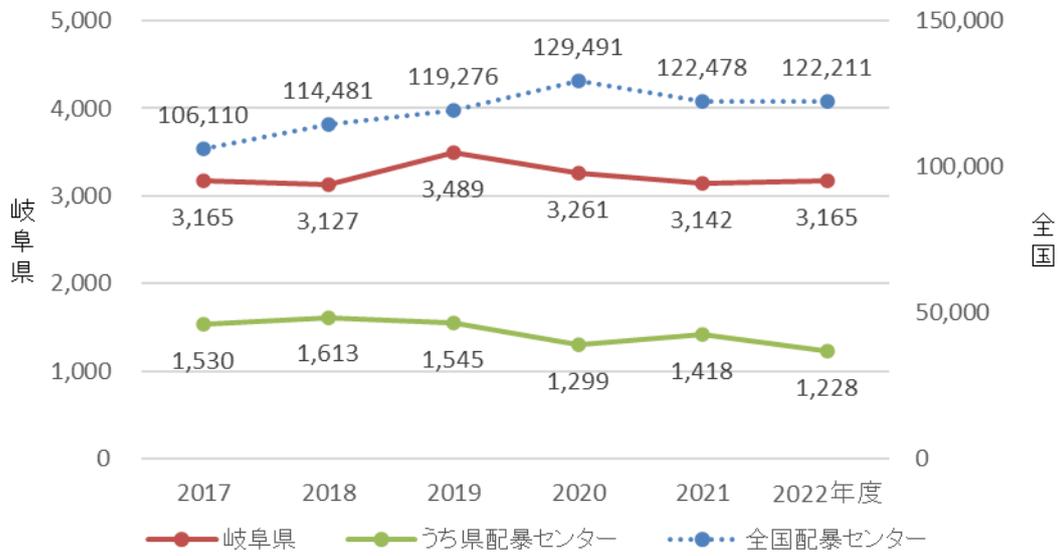
### (1) 相談件数

岐阜県では、女性相談センター及び各県事務所等、県内9か所に配偶者暴力相談支援センターを設置し、配偶者等からの暴力被害に対する相談対応を行っています。

2022年度における県の各配偶者暴力相談支援センターや、市町村を合わせた県内相談機関への配偶者暴力相談件数は3,165件で、横ばいとなっています。そのうち、県の各配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は1,228件でした。

全国の配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、近年横ばい傾向にあります。

図表 1-4 県内相談機関におけるDV相談件数



※DV被害者本人からの相談のみを計上

【内閣府男女共同参画局及び岐阜県調べ】

県内相談機関への相談件数 3,165 件について、年齢別では、「30 歳代」が最も多く、次いで「40 歳代」となっています。

図表 1-5 県内相談機関における年齢別のDV相談割合

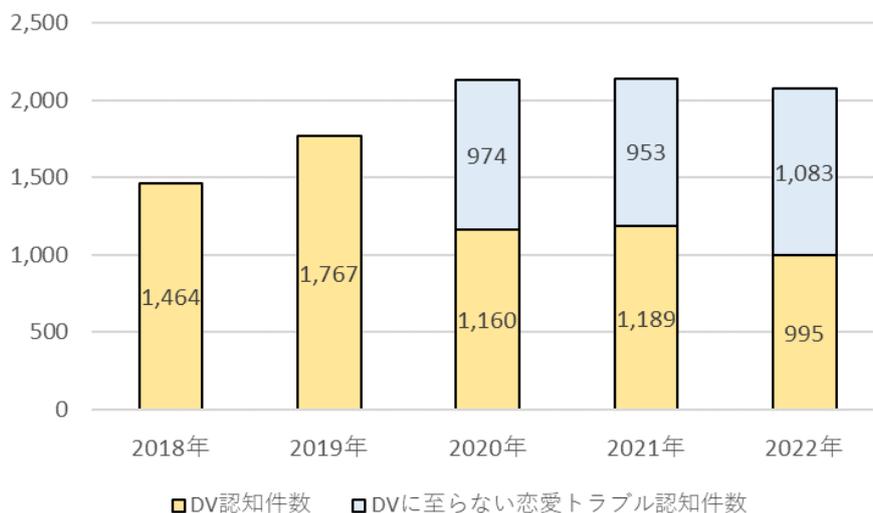


【岐阜県調べ】

(2) 警察での認知件数

警察でのDVの認知件数及びDVに至らない恋愛トラブル認知件数の合計(※)は、2,078件で、近年横ばい傾向にあります。

図表 1-6 認知件数 (件)



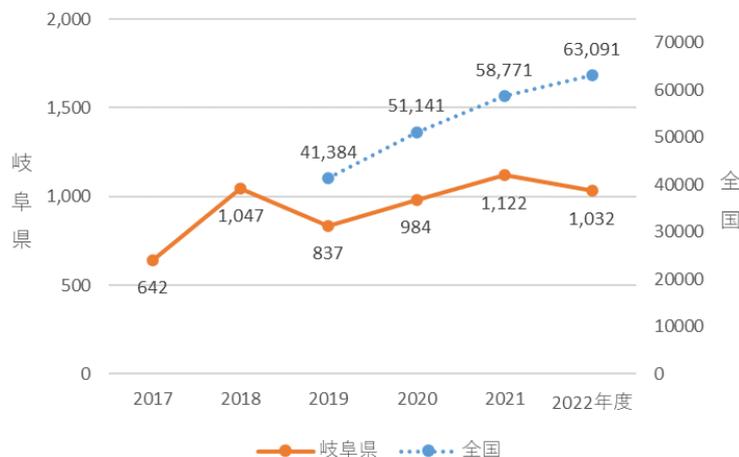
※2020年以降、「DV認知件数」に加え、「DVに至らない恋愛トラブルの認知件数」を計上  
【岐阜県警察本部「ぎふの安全～令和4年のあゆみ」】(2023年3月)

### 3 性犯罪・性暴力の状況

(1) 相談件数

岐阜県では、2015年10月から「ぎふ性暴力被害者支援センター」を開設し、24時間365日体制により性暴力被害者への支援を行っています。全国的には、相談件数は増加傾向にあり、本県でも2022年度のぎふ性暴力被害者支援センターへの相談件数は1,032件で、増加傾向にあります。

図表 1-7 ぎふ性暴力被害者支援センターにおける相談件数 (件)



※全国数値の公表は2019～2022年度のみ 【内閣府男女共同参画局及び岐阜県調べ】

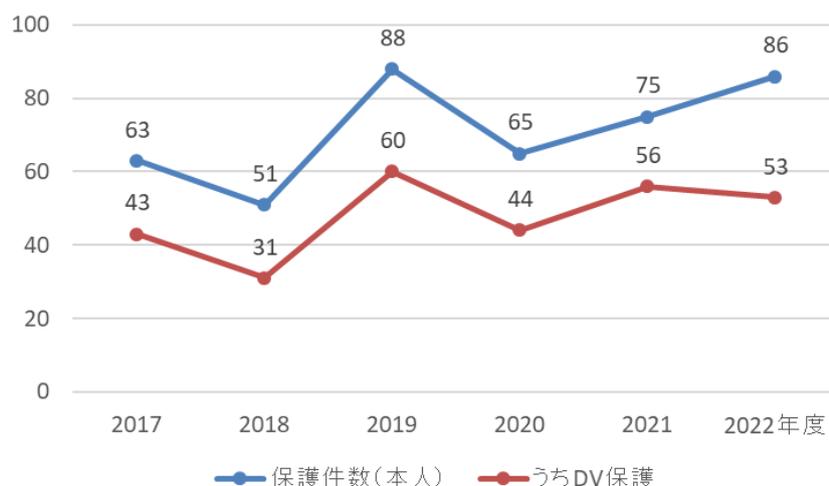
## 4 一時保護の状況

### (1) 一時保護件数

岐阜県では、DV防止法第3条第3項第3号及び売春防止法第34条第3項第3号に基づき、緊急に保護が必要な女性等について、一時保護を行っています。

女性相談センターによる2022年度の一時保護件数は86件でした。うちDV被害者の一時保護は53件で、一時保護件数の6割程度を占めています。

図表1-8 女性相談センターによる一時保護件数



【岐阜県調べ】

一時保護において、DV事案での保護件数と同伴児者の数を見てみると、被害者が複数人の同伴児者を連れて保護されているケースがあることが推定されます。

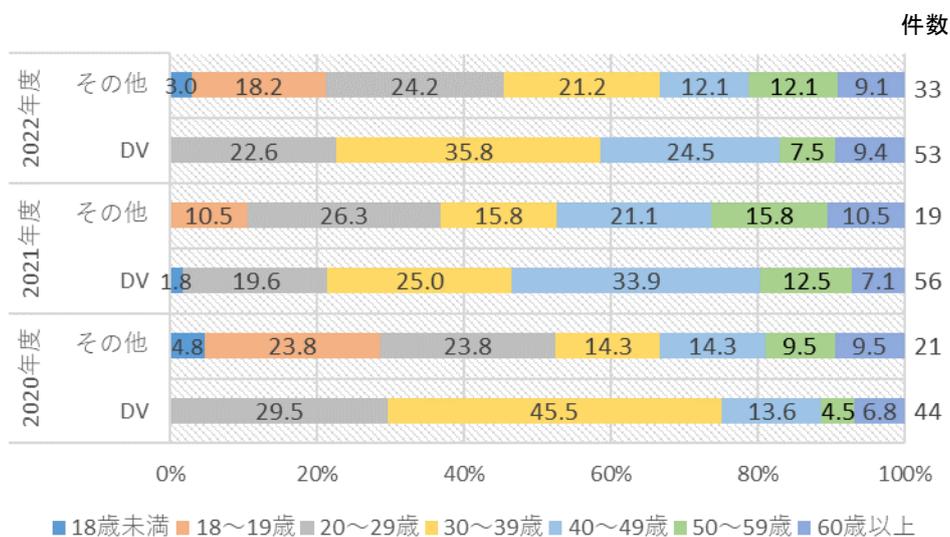
図表1-9 女性相談センターによる一時保護件数及び同伴児者数 (件)

区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
一時保護件数	63	51	88	65	75	86
うちDV	43	31	60	44	56	53
同伴児者数	53	60	86	61	67	77
うちDV	41	45	75	51	61	61

【岐阜県調べ】

年齢別では、「30歳代」が最も多く、次いで「20歳代」となっています。DVでの一時保護は、「30歳代」が最も多く、次いで「40歳代」「20歳代」となっています。その他の理由での一時保護は、「20歳代」が最も多く、次いで「30歳代」「18～19歳」となっています。

図表 1 - 1 0 女性相談センターによる一時保護件数（年齢別構成割合）



【岐阜県調べ】

DV被害者の 2022 年度の一時保護所退所後の行先は、「帰宅」が最も多く、次いで「知人宅」「母子生活支援施設」の順になっています。

図表 1 - 1 1 一時保護所退所後の状況（2022 年度）

退所先		計		うち DV		うち その他	
		人	%	人	%	人	%
施設	婦人保護施設	8	9.8	1	1.9	7	23.3
	母子生活支援施設	11	13.4	7	13.5	4	13.3
	その他の社会福祉施設	3	3.7	1	1.9	2	6.7
その他	民間団体	0	0	0	0	0	0
	自立	10	12.2	6	11.5	4	13.3
	帰宅	19	23.2	14	26.9	5	16.7
	帰郷（実家等）	8	9.8	6	11.5	2	6.7
	知人宅	10	12.2	10	19.2	0	0
	病院へ移送	2	2.4	0	0	2	6.7
	その他	11	13.4	7	13.5	4	13.3
計		82		52		30	

【岐阜県調べ】

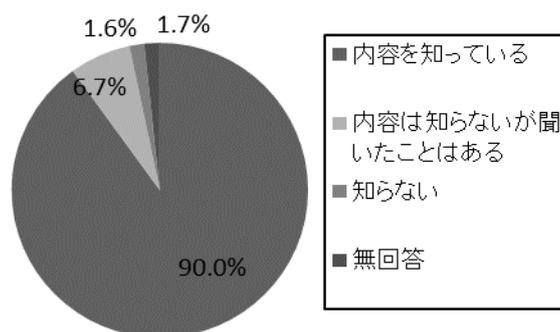
## 5 県民意識

### (1) 認知度

本県では、男女共同参画や女性に対する暴力についての県民の意識や実態を把握するため、2022年に「男女共同参画に関する県民意識調査」を実施しました。

用語等の認知度を聞いたところ、「ドメスティック・バイオレンス」という言葉の内容を知っていると回答した人の割合は90.0%でした。

図表2-1 ドメスティック・バイオレンスの認知度

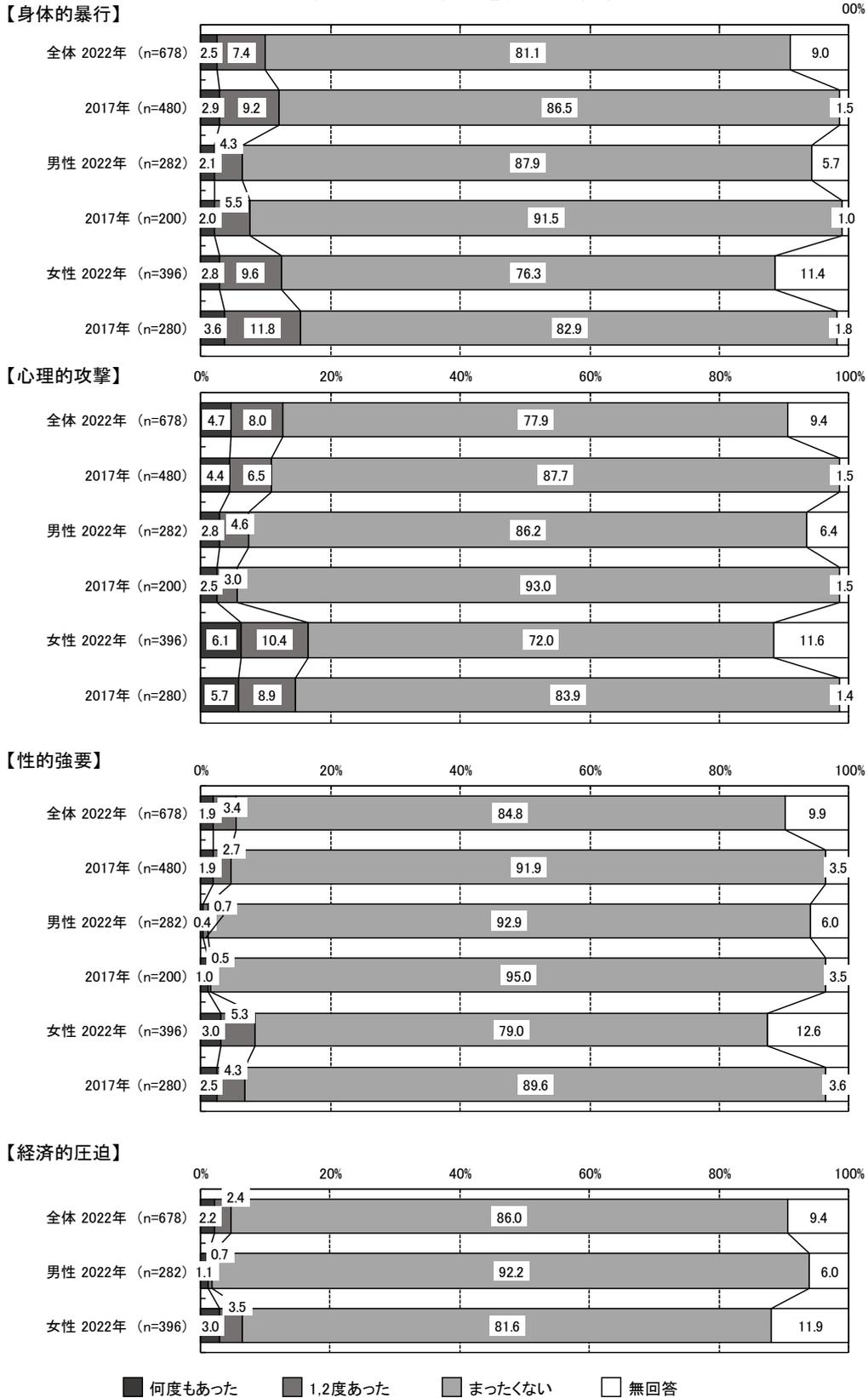


【県男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）】

### (2) 被害経験

DVの経験について聞いたところ、被害経験が「まったくない」とする人の割合では、2017年調査と比較して、減少しています。また、被害経験が「何度もあった」「1、2度あった」とする人の割合では、2017年調査と比較して、「心理的攻撃」が性別にかかわらず増加しています。

図表2-2 暴力を受けた経験（性別）



※経済的圧迫は、2022年追加項目のため、前回との比較なし

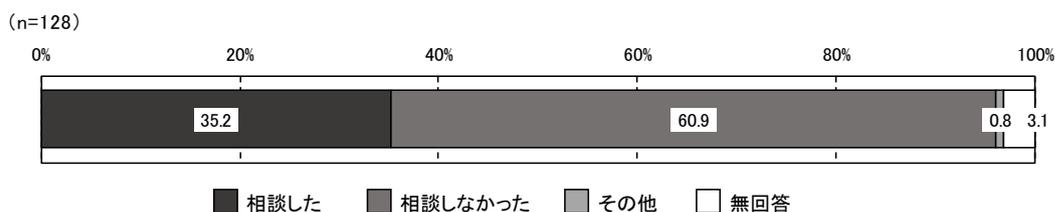
【県男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）】

(3) 相談の有無と相談しなかった理由

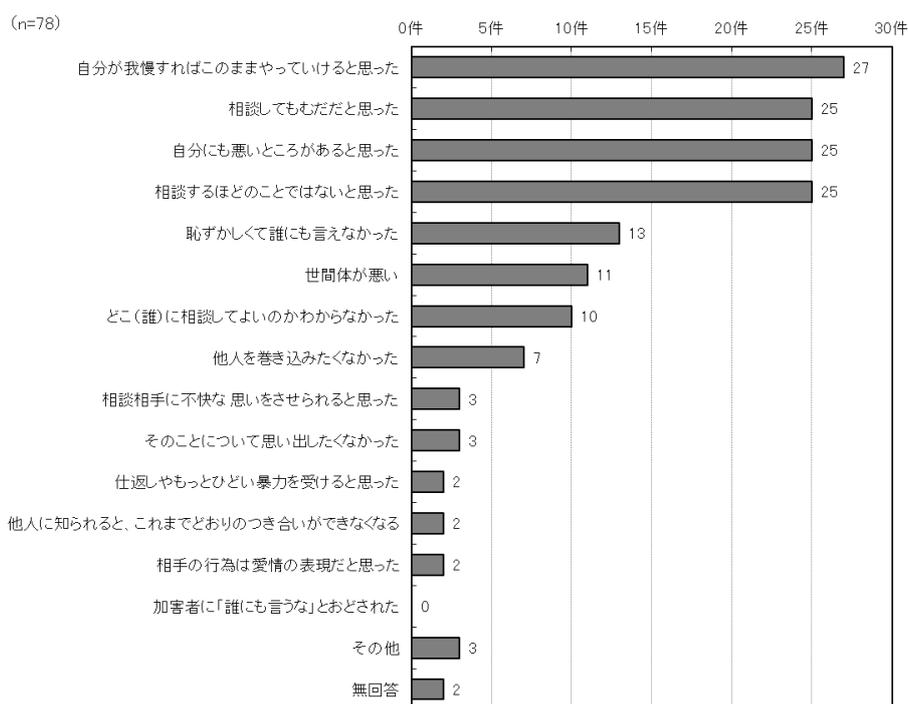
過去5年以内に配偶者から何らかの暴力を受けたことがあった人のうち、「相談した」のは35.2%、「相談しなかった」のは60.9%でした。

相談しなかった理由として、「自分が我慢すればこのままやっていけると思った」、「相談してもむだだと思った」、「相談するほどのことではないと思った」、「自分にも悪いところがあると思った」と回答した人が多く、この傾向は2017年調査と同じです。

図表 2-3 配偶者から暴力を受けたときに誰かに相談したか



図表 2-4 相談しなかった理由

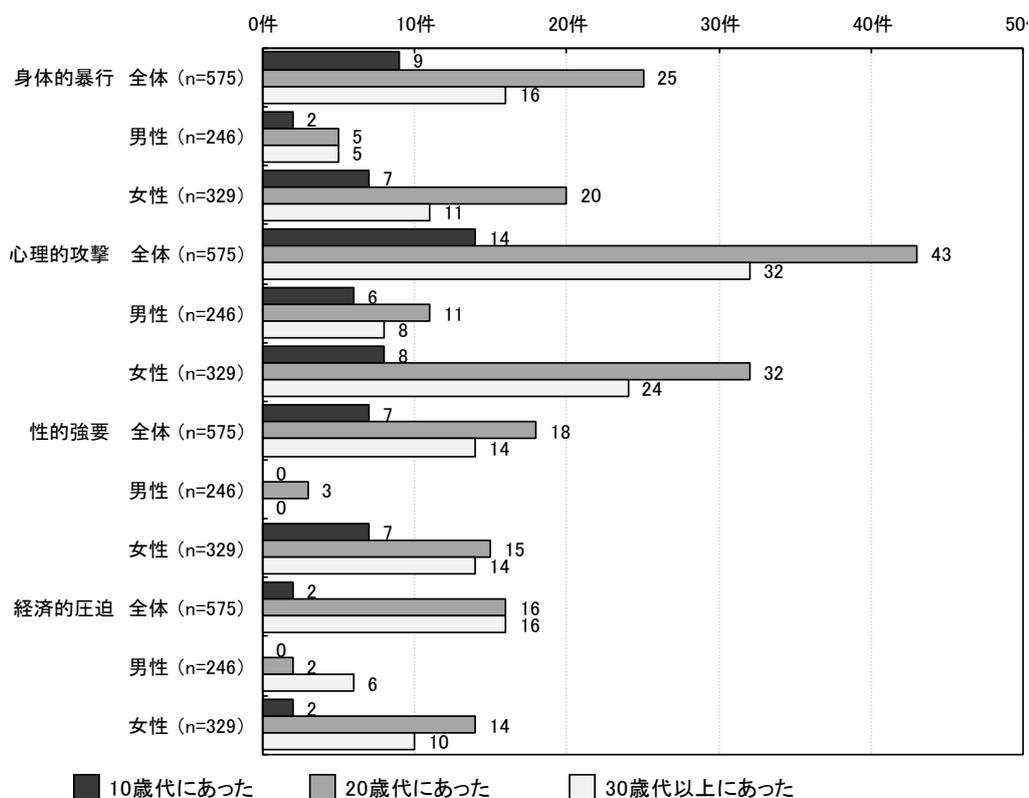


【県男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）】

(4) 交際相手からの暴力

交際相手からの暴力を受けた経験について、「20歳代にあった」とする女性の割合が高くなっています。

図表 2 - 5 交際相手から暴力を受けた経験

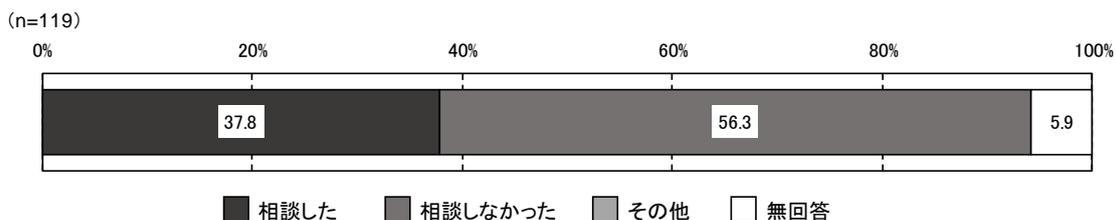


【県男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）】

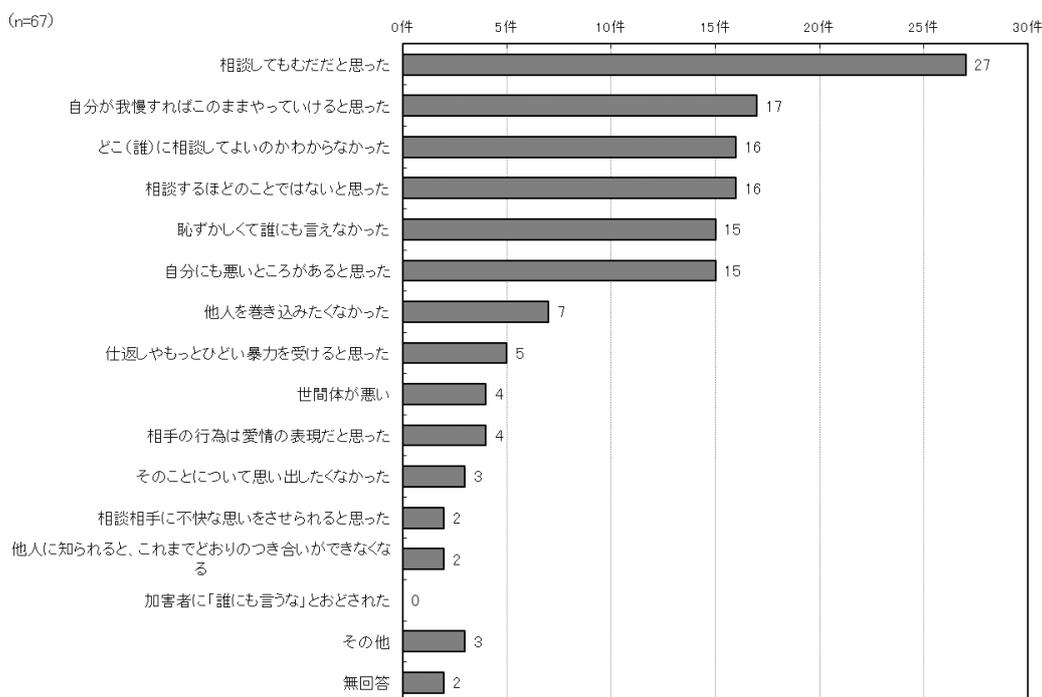
配偶者となった相手以外の交際相手から暴力を受けたことがあったと回答した人のうち、交際相手から暴力を受けたときに「相談した」のは37.8%、「相談しなかった」のは56.3%でした。

相談しなかった理由として、「相談してもむだだと思った」、「自分が我慢すればこのままやっ  
ていけると思った」、「相談するほどのことではないと思った」、といった回答が多くなっており、  
配偶者間の暴力と同様の傾向となっています。

図表 2 - 6 交際相手から暴力を受けたときに誰かに相談したか



図表 2 - 7 交際相手から暴力を受けたときに相談しなかった理由



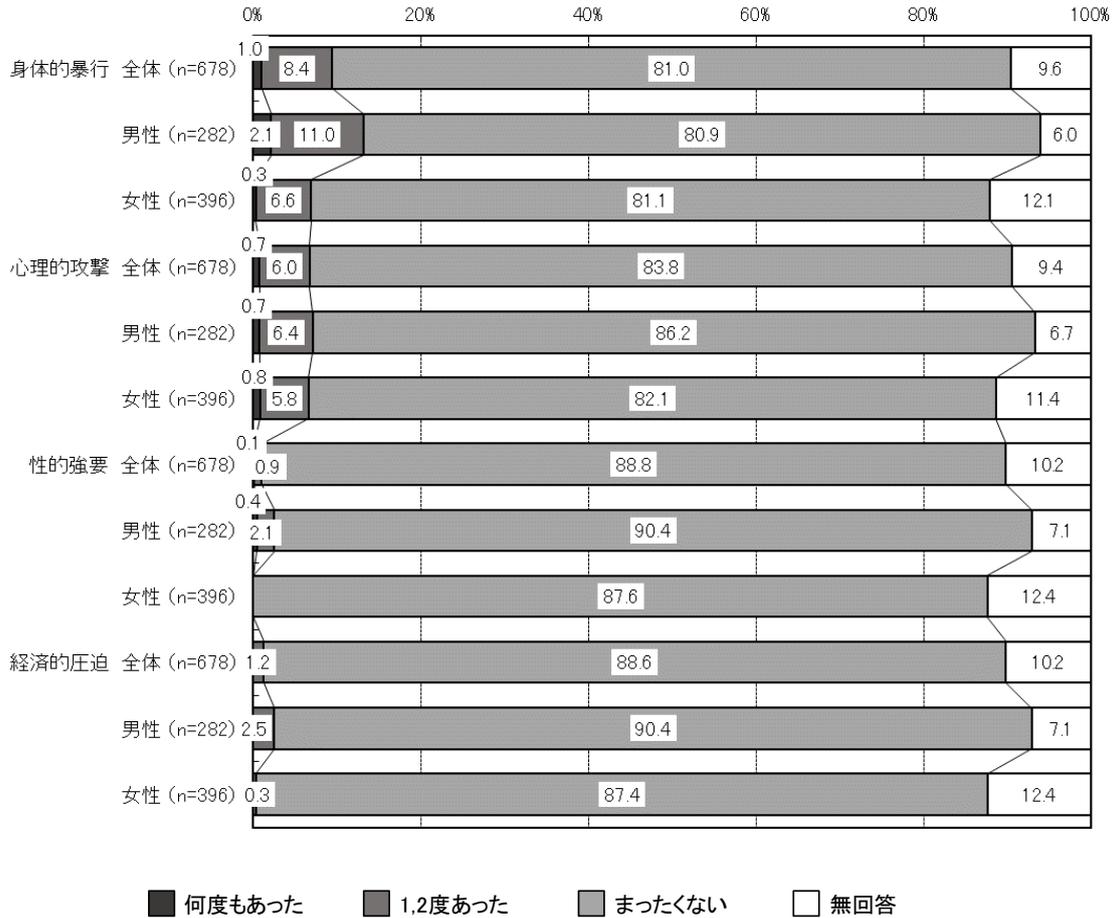
【県男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）】

### (5) 配偶者への暴力

配偶者への暴力経験について、「何度もあった」、「1、2度あった」とする人は、身体的暴力では9.4%、心理的攻撃では6.7%、性的強要では1.0%、経済的圧迫は1.2%でした。

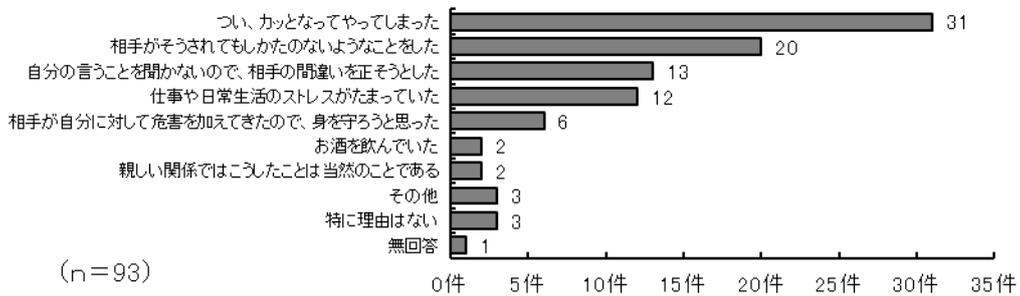
その理由としては、「つい、カッとなってやってしまった」が31件で最も多く、次いで「相手がそうされてもしかたのないようなことをした」、「自分の言うことを聞かないので、相手の間違いを正そうとした」という回答となっています。

図表 2 - 8 配偶者への暴力経験



【県男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）】

図表 2 - 9 配偶者への暴力の理由



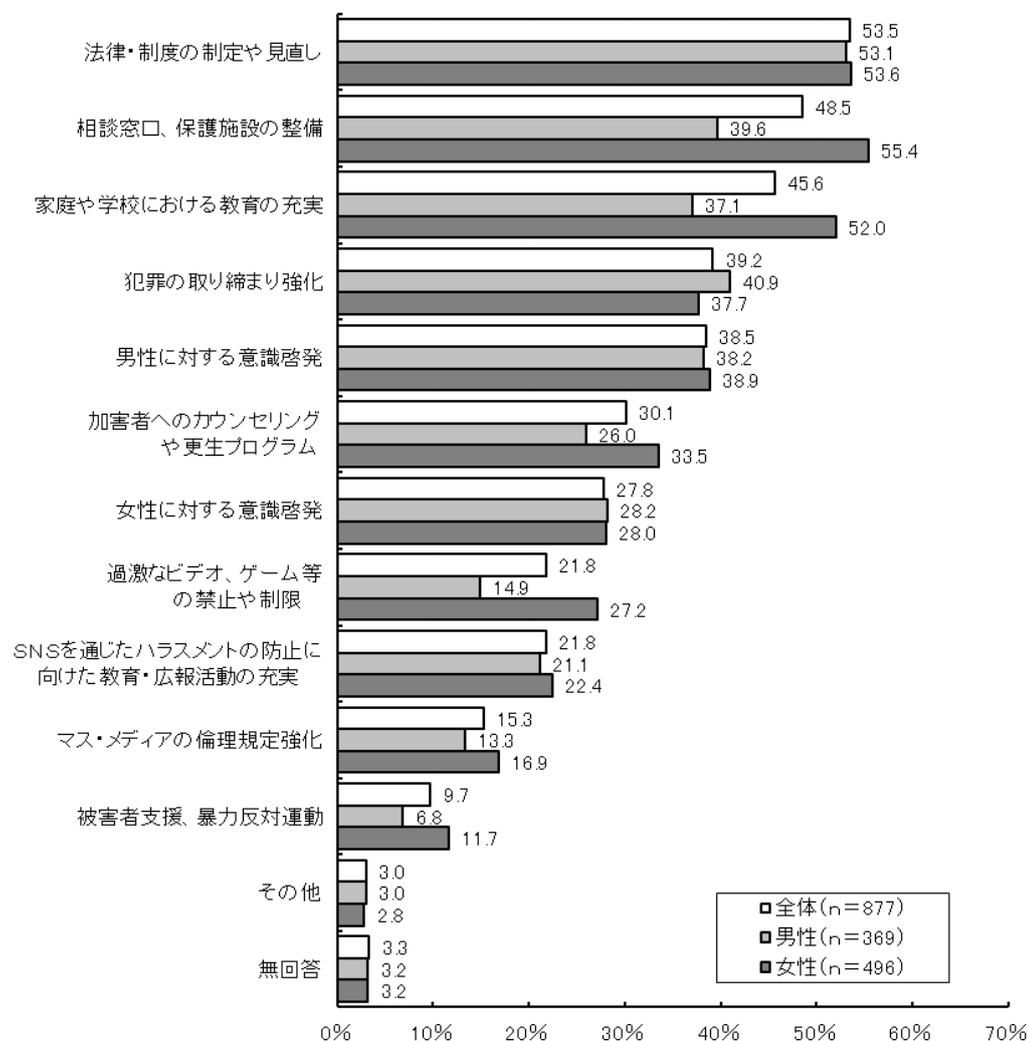
【県男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）】

(6) 男女間の暴力をなくすために必要なこと

男女間での暴力等をなくすために必要なこととして、「法律・制度の制定や見直し」が最も高く、次いで、「相談窓口、保護施設の整備」、「家庭や学校における教育の充実」の割合が高くなっています。県内には、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする相談窓口があり、また法律や制度なども必要に応じて改正が行われているにもかかわらず、こうした回答が多いのは、それらの広報啓発が十分ではないことが要因の一つだと考えられます。

また、「男性に対する意識啓発」が 38.5%と高い割合となっています。男女別にみると、男性が 38.2%、女性が 38.9%となっており、男女ともに男性の理解不足を感じていることがうかがえます。

図表 2-10 DVやセクハラをなくすために必要なこと



【県男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査）】

## 第3章 計画の内容

### 【 計画の体系 】



施策の柱	施策の方向	主な取組
<b>I 暴力を許さない社会づくり</b>		
	①暴力を許さない県民意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ DV防止等に向けた広報啓発の推進</li> <li>■ 家庭・地域・職場等における広報啓発の推進</li> </ul>
	②若年者に向けた予防啓発・教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 若年者向け広報啓発の推進</li> <li>■ 教育関係者への周知</li> <li>■ 人権教育の推進</li> </ul>
	③加害者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 加害者を生まないための広報啓発の推進</li> <li>■ 加害者更生のための情報収集</li> </ul>
<b>II 安心して相談できる体制づくり</b>		
	①相談体制の整備と強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 相談窓口の周知</li> <li>■ 気軽に相談できる体制整備</li> <li>■ 男性、性的少数者、障がい者、高齢者、外国人等からの相談対応</li> <li>■ 県における相談体制の強化</li> <li>■ 市町村における相談体制の整備</li> <li>■ 民間団体を含む関係機関との連携</li> <li>■ 相談に至る仕組みづくり(アウトリーチ等)</li> </ul>
	②相談支援員の資質向上と二次被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関係機関担当者の資質向上</li> <li>■ 二次被害防止のための研修の実施</li> </ul>
<b>III 安全・安心が保障される保護</b>		
	①通報への迅速・的確な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 警察を含む関係機関との連携強化</li> <li>■ 通報・発見体制の充実</li> </ul>
	②安全・安心の確保と保護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 女性相談支援センターを中心とした関係機関との連携</li> <li>■ 一時保護体制の充実</li> <li>■ 保護命令等への対応</li> </ul>

施策の柱	施策の方向	主な取組
------	-------	------

#### IV 実効性のある自立支援

	①生活再建に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自立のための心のケア</li> <li>■ 自立のための同行支援</li> <li>■ 関係機関との連携による継続的な支援</li> <li>■ 居住する場の確保</li> <li>■ 就労のための支援</li> <li>■ ひとり親家庭への支援</li> <li>■ 施設機能の充実と整備</li> </ul>
	②子どもの安全・安心を確保する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの心のケア</li> <li>■ 子どもの就学等への支援</li> <li>■ 子どもの安全を確保する支援体制の整備</li> </ul>

#### V 関係機関と連携した支援体制づくり

	①関係機関相互の連携促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県内ネットワークの強化</li> <li>■ 民間団体の活動支援及び連携</li> </ul>
	②市町村における支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村「困難女性支援計画」等策定の促進</li> <li>■ 市町村「DV防止協議会」及び「支援調整会議」設置の促進</li> <li>■ 市町村「配偶者暴力相談支援センター」設置の促進</li> <li>■ 県における相談体制の強化(再掲)</li> <li>■ 関係機関担当者の資質向上(再掲)</li> <li>■ 二次被害防止のための研修の実施(再掲)</li> <li>■ 市町村「相談支援員」への研修実施</li> </ul>
	③良質な支援につなげるための苦情処理体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 苦情処理体制づくり</li> </ul>

## 施策の柱Ⅰ 暴力を許さない社会づくり

### めざす姿

DVや性暴力の被害者の多くは女性です。こうした背景の一つには、性別による固定的な役割分担意識、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)や経済力の格差など男女が置かれている状況、また、夫が妻に暴力を振るうことについて寛容な考え方、女性を対等なパートナーとして見ない女性差別の意識などに根ざした社会的・構造的な問題があります。

DVや性暴力は身近にある重大な人権侵害であり、社会全体で考えるべき問題であるということを県民一人ひとりがよく理解し、いかなる暴力も許されるものではないとの共通認識を持ち、自己の尊厳を大切にしながら、お互いが一人の人間として尊重される社会づくりを目指します。

### 【 施策の方向1 暴力を許さない県民意識の醸成 】

#### 現状と課題

- 各種講座の実施や、予防啓発用小冊子やリーフレット、相談窓口周知用カードなどを作成し、県関係施設や市町村、高等学校などへ配布することにより、DVや性暴力に関する理解促進及び相談窓口の周知に努めています。
- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)には、全市町村で街頭啓発等の啓発活動を実施するなど、県内全域で意識醸成のための取り組みを行っています。
- DVという言葉の内容を知っていると回答した人の割合は90.0%でした。しかし、暴力を受けても相談しなかった人が60%を占め、また相談しなかった理由として「自分が我慢すればこのままやっていけると思った」、「自分にも悪いところがあった」と回答するなど、DVという言葉の認知度は高まっていますが、DVが正しく理解されておらず、DV防止に向け、県民意識が十分に醸成されているとは言えない状況です。また、DV被害経験について、身体的暴行を受けたことがあると回答した女性は12.4%、心理的攻撃は16.5%、性的強要は8.3%、経済的圧迫が6.5%であり、男性がそれぞれ6.4%、7.4%、1.1%、1.8%であるのと比べると、女性の方がDV被害の経験が多いと考えられます。(県男女共同参画に関する県民意識調査(2022年調査))
- DVの被害経験が「何度もあった」「1、2度あった」と回答した人の割合では、2017年調査と比較して、「心理的攻撃」が性別にかかわらず増加していることから、精神的DVに対する広報啓発の推進が必要です。(県男女共同参画に関する県民意識調査(2022年調査))
- DV等をなくすために必要なこととして「男性に対する意識啓発」が男女ともに高い割合を占めており、男女ともに男性の理解不足を感じていることがうかがえます。(県男女共同参画に関する県民意識調査(2022年調査))

主な取組

■ DV防止等に向けた広報啓発の推進

- ・テレビ・ラジオ・新聞等の各種メディアやホームページ、市町村広報を活用するほか、リーフレットの配布等により、県民にDVや性暴力が正しく理解されるよう、啓発活動を進めていきます。また、啓発のための資材を作成して、市町村、民間団体へ配布するとともに、SNSを活用して、地域における広報啓発の推進を支援します。
- ・学校や保育所、幼稚園、子育て関連施設、自治会、PTAなどの地域社会のあらゆる場や、暴力を発見しやすい立場にある医療関係者や介護関係者、福祉関係者などの職務上の関係者に対して、講師派遣や講座の開催などによりDV等に関する正しい知識や対応方法を普及啓発し、正しい情報が届く環境づくりを推進します。

■ 家庭・地域・職場等における広報啓発の推進

- ・県内相談機関におけるDV相談は、30歳代、40歳代の女性に多いことから、乳幼児健康診査時や、学校や子育て関連施設等においてリーフレットを配布することで、各家庭に情報を提供します。
- ・民生委員や児童委員の地域会合に講師を派遣し、地域におけるDV防止等に向けた広報啓発を推進します。

【 施策の方向2 若年者に向けた予防啓発・教育の推進 】

現状と課題

- 配偶者間だけではなく、恋人間においてもDVや性暴力が起きていることが指摘されています。また将来、新たな被害者・加害者を生み出さないためにも、若年者に向けた啓発をさらに推進していくことにより、未然防止に取り組んでいく必要があります。
- 本県では、若年者に対してDVや性暴力に関する知識を普及し、DV等の発生を未然に防止することを目的として、中学校・高等学校、大学等に対して、DV等に関する専門的な知識や経験を有する講師を派遣しています。2018年度から2022年度の間、計65校に派遣を行っており、生徒や教職員等に対する意識啓発を推進しています。
- DVや性暴力が起きる背景として、性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等の社会的な問題があります。個々の人権を尊重するため、暴力の予防につながる人権教育や男女平等教育の推進が必要です。
- DVや性暴力、いじめ、児童虐待等のあらゆる暴力を根絶するためには、命の大切さや暴力をなくそうという意識を高めることが大切です。その大きな力となるのが教育であり、地域や学校、家庭などあらゆる場における教育が重要です。

主な取組

■ 若年者向け広報啓発の推進

- ・DV等防止のためには、被害者も加害者も生まないという未然防止の視点から、若年者にDV等を正しく理解してもらうことが重要です。教育委員会と連携を図りながら、学校等に講師の派遣や教育動画を作成し、DV等について学ぶ機会を提供します。
- ・関係機関や民間団体との連携を図りながら、若年者向けの広報資材の作成・配布や、インターネット・SNS等の活用などにより、若年者に対して効果的な広報啓発を実施します。
- ・若年者への教育に携わる者及び保護者等がDV等の特性や背景を正しく理解するための機会を増やし、地域及び家庭においても若年者向け広報啓発の推進に対する理解と協力が得られるよう働きかけます。

■ 教育関係者への周知

- ・若年者の多くは、教育機関に通っています。若年者向けに直接、DV等防止に向けた広報啓発をすることはもちろんですが、日頃、若年者と深く関わっている教育関係者にDV等を理解していただくために、教育委員会と連携を図りながら、教育関係者向けに講師を派遣するなど、周知に努めます。

■ 人権教育の推進

- ・人権教育は、子どもたちの健やかな成長を願い、人権尊重の精神を育むことを目指しています。そのために、さまざまな人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に着くよう、学校・家庭・地域社会が一体となって計画的、継続的に取り組みます。

- ・教育関係機関に対し、暴力の予防につながる人権教育や男女平等教育の充実を働きかけます。

【 施策の方向3 加害者対策の推進 】

現状と課題

- DVの問題を解決するためには、DV被害者を保護し、生活再建のための支援を行うことはもちろんですが、DV加害者自身が暴力から脱却することができなければ、再発の危険性や新たなDV被害者を生み出してしまう可能性があります。
- DV防止法では、「加害者更生のための指導の方法を調査研究する」との規定を盛り込み、内閣府や一部の自治体、民間団体等で取り組みが行われ、そこで得られた知見を活用し、民間団体等と連携し、加害者プログラムの実施に取り組む必要があります。
- 加害者更生については、DVは本来犯罪として扱われるべき事案を含む重大な問題であることを考慮した上で、DV被害者の安全を高め、また、新たなDV被害者・加害者を生み出さないことを目的とした県としての未然防止のための取り組みが重要です。

主な取組

■ 加害者を生まないための広報啓発の推進

- ・加害者の中には、DVの理由について「相手がそうされてもしかたのないようなことをした」、「自分の言うことを聞かないので、相手の間違いを正そうとした」（県男女共同参画に関する県民意識調査（2022年調査））というように、相手に原因があると考え人もいます。自分がDV加害者であるという認識がないことも考えられます。そこで、DV防止の啓発の一環として、自分の行為がDVであると自覚できるよう、加害者を生まないためのポスター等を作成します。
- ・警察での積極的な事件化などにより、DV加害者に対して「DVは犯罪である」という意識を持たせるように取り組みます。

■ 加害者更生のための情報収集

- ・加害者更生のための国の調査研究や、他都道府県や民間団体等による取り組みについての情報を収集し、県としての今後の対策について検討します。
- ・DV被害者支援等の関係者が加害者対策のための情報交換をする場を設定するなどして、調査研究を行います。

## 施策の柱Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

### めざす姿

DVや性暴力は、被害者の生命や身体に危害が及んだり、心身に有害な影響が及ぶことがあるにもかかわらず、外部からはその発見が困難な個々の家庭内において行われるため、潜在化しやすく、社会的にも個人や家庭の問題として軽視される傾向にあります。

被害者自身も、繰り返し受ける暴力による不安や恐怖等、様々な理由から「自分にも悪いところがあったから」、「自分さえ我慢をすれば」と周囲に助けを求められずに、一人で苦しんでいる状況があります。

また、困難な問題を抱える女性は、自身が困難に気付いているが、他者には言えない場合や、自身が気付いていない又は気付きを避けている場合、厳しい精神にある場合など様々な状況にあります。

これらの状況にいる方の中には、行政の相談窓口等へ相談することに対するハードルが高く、相談窓口にたどり着けない方や、支援を受けられることに気づかない方がいることから、気軽に相談できる体制づくりを目指します。

特にDVや性暴力被害者に対しては、被害が深刻になる前に、被害者が身近な場所で安心して相談ができ、かつ良質な相談や必要な情報が得られる体制づくりを目指します。

### 【 施策の方向1 相談体制の整備と強化 】

#### 現状と課題

- 女性相談センター及び各県事務所等、県内計9か所に配偶者暴力相談支援センターを設置しています。(2023年3月末時点)
- DV等をなくすために必要なこととして、「相談窓口、保護施設の整備」が高い割合を占めています。県内には、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする相談窓口があるものの、こうした意見が出ることは、相談窓口の広報啓発が十分ではなかったことが要因の一つだと考えられ、さらなる周知が必要です。
- 2015年10月から「ぎふ性暴力被害者支援センター」を開設し、24時間365日体制により性暴力被害者への支援を行っています。
- 女性相談センターでは、DV以外にも困難な問題を抱える女性からの相談を受け付けています。電話相談での対応が困難なケースは、来所での相談にも応じています。今後も、相談状況に応じた体制整備を行い、支援対象者からの相談に適切に対応していく必要があります。
- 相談件数全体からみると、少数ではありますが、男性や障がい者、高齢者、外国人などからの相談があり、性的少数者※1などを含む支援対象者のあらゆる状況に応じて、的確な対応ができるような体制づくりをしていくことが必要です。
- また、外国人も日本人と同様の支援が受けられますが、言葉や文化の違いが障害になり、その被害はさらに深刻です。関係機関と緊密な連携をとり、外国人の支援対象者であっても人権尊重を

最優先課題として対応していく必要があります。

- さまざまな住民サービスの窓口となっている市町村では、住民の身近な相談窓口として重要な役割を担っています。市町村との連携を強化し、相談窓口を明確化するとともに、安全に諸手続きが行えるようにするなど、身近なところでの安全・安心な相談、支援体制を整備していく必要があります。
- 「相談体制は整っているが、窓口の存在が伝わっていない」「行政機関に相談することはハードルが高い」という声があり、気軽に相談できる体制を整備する必要があります。

### 主な取組

#### ■ 相談窓口の周知

- ・各地域における街頭啓発活動の実施等、広く県民に対して相談窓口を周知するための取り組みを行います。
- ・学校等にDV等に関する専門的な知識や経験を有する講師を派遣する機会を活用し、各種相談窓口についても併せて周知を図ります。
- ・各種相談機関、医療機関、子育て関連施設等にリーフレット・カード等を配備するなど、支援対象者へ直接情報が届くよう効果的な相談窓口の周知を図ります。特に性暴力については、県内の中学校・高等学校の全生徒にリーフレット・カード等を配布し、性別問わず広く周知を図ります。
- ・DV相談窓口について、「相談してもむだだと思った」という声もあることから、女性相談支援センターのホームページに相談から解決に至った事例を掲載するなど、相談窓口の業務についても周知を図ります。

#### ■ 気軽に相談できる体制整備

- ・メールやSNS、オンライン相談を実施し、相談しやすい環境整備に努めます。
- ・行政機関だけではなく、民間団体が実施する相談窓口についても周知を行い、連携して対応します。

#### ■ 男性、性的少数者、障がい者、高齢者、外国人等からの相談対応

- ・男性専用窓口を設け、被害者の性別にかかわらず、相談しやすい環境整備に努めます。
- ・LGBT専門相談窓口を設置し、性別や性的指向、性自認、性同一性障害等につつまえる様々な悩みを受け付けるとともに、DV相談窓口においても性的少数者からの相談対応ができるよう、資質向上を図ります。
- ・障がい者、高齢者からの相談については、障がい者虐待又は高齢者虐待に該当する場合は、障害者虐待防止法又は高齢者虐待防止法に基づき、市町村に通報を行い、その後の支援については、市町村等関係機関と連携を図ります。
- ・市町村や福祉事務所へ外国人が相談に訪れた際、各地域において対応ができるよう、岐阜県在住外国人相談センターと連携を図ります。

※1 「性的少数者」とは：同性愛等の性的指向の人や生物学的な性と自己意識の性(からだの性とこころの性)が一致しない人。性的少数者の総称の一つとして、LGBTともいう。

### ■ 県における相談体制の強化

- ・女性相談支援センターを、各圏域の配偶者暴力相談支援センターや、その他支援対象者からの相談窓口による連携の中心となる施設として位置づけ、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務を担います。また、女性相談支援員の資質向上のための研修制度等を充実させるとともに、職員及び女性相談支援員を必要に応じて増員します。
- ・専門性が要求される相談には、精神科医や弁護士などの専門家への委嘱による対応を検討します。
- ・民間団体との協働により、多くの支援対象者が相談につながるよう努めます。
- ・女性相談支援センターに各圏域の配偶者暴力相談支援センターへの助言を行う人員を配置します。
- ・女性相談支援センターにおいて、地域の相談窓口及び民間団体等に対し、担当するケースについて助言を行うスーパービジョンを通じ、支援にあたる者の心のケアに努めます。

### ■ 市町村における相談体制の整備

- ・各圏域の配偶者暴力相談支援センターは、地域における相談支援窓口の中核として、管内市町村に対する助言や情報提供を行います。
- ・市町村において女性相談支援員の配置や配偶者暴力相談支援センターが設置されるよう働きかけていくとともに、ノウハウを提供するなど設置に向けた支援を行います。
- ・また、女性相談支援員の配置や配偶者暴力相談支援センターを設置できない場合であっても、相談窓口を明確化し、専門的な知識を持った職員による相談対応を実施するなど、安心して相談できる体制を整備するよう働きかけます。
- ・女性相談支援センターに人員を配置し、市町村への助言を行います。

### ■ 民間団体を含む関係機関との連携

- ・県や民間団体等による支援対象者に対する相談窓口のほか、警察、児童虐待、高齢者虐待、障がい者支援、青少年支援、多重債務等の相談窓口間の連携を強化することにより、支援対象者を早期に発見する体制を整えるとともに、迅速・的確な支援が行えるよう協力体制を整備します。

### ■ 相談に至る仕組みづくり(アウトリーチ等)

- ・民間団体との協働により、アウトリーチ、居場所の確保を通じて困難な問題を抱える女性の早期把握に努めます。
- ・岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム等を活用し、困難な問題を抱える女性が、できるだけ早期に相談支援窓口につながり、必要な支援が受けることができるよう努めます。

## 【 施策の方向2 相談支援員の資質向上と二次被害の防止 】

## 現状と課題

- 女性相談センターにおいて、専門機関の職員としての資質向上や情報収集のため、他機関が主催する研修会等に積極的に職員を派遣しています。また、女性相談センターが主催する研修については、受講者の希望等を反映した内容での研修を実施するなど、質の高い研修機会を提供し、行政機関の担当者の資質向上を図っています。
- 研修実施にあたっては、技術や知識の習得はもちろんのこと、二次被害の防止に重点を置くとともに、相談員が陥る「バーンアウト(燃え尽き)※1」や「代理受傷※2」の防止について、対策が必要です。県では、スーパービジョンの実施等により対策を行っているところですが、今後もそうした機会を確保していくことが重要です。
- 社会状況の変化に伴い、複雑・困難な相談が増加しています。個々のケースに適切に対応していくために、今後も研修内容を充実させるなど、相談員の資質の向上を図っています。
- 一方で、市町村の中には、あまり相談が寄せられない窓口もあります。相談、支援経験の不足を補うために、初任者に向けた基礎的な研修を行うなど、あらゆる相談員の資質を向上するための取り組みが求められます。

## 主な取組

## ■ 関係機関担当者の資質向上

- ・各関係機関や民間団体で相談や支援に当たる職員等に対し、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、実際の業務に直結する研修を継続的・計画的に実施します。また、他機関が実施する研修等への参加についても支援をすることにより、幅広い知識や技術等を習得するための機会を提供します。
- ・女性相談支援センターが主催する研修では、社会情勢等にも配慮した内容とし、受講者の知識・経験の習得状況に応じた研修を実施することで、相談や支援に当たる職員等一人ひとりの資質向上を目指します。
- ・相談、支援にあたる者のバーンアウトや代理受傷などの精神的な負担を軽減するため、スーパービジョンなどを通じて心のケアに努めます。

## ■ 二次被害防止のための研修の実施

- ・二次被害とは、DV又は性暴力被害者から相談を受けた支援者など、本来は被害者の味方になるべき人たちが、暴力の責任が加害者にあるにも関わらず、「あなたも悪いんじゃないの」、「我慢が足りない」といった被害者を責めるような言動を取るなど、被害者に二次的な被害を与えてしまうことです。一番身近な窓口である市町村をはじめ、福祉事務所、保健所、警察署、男女共同参画・女性のための総合的な施設などの職務関係者に対し、研修会等を通じて二次被害を発生させないよう周知します。

- ※1 「バーンアウト(燃え尽き)」とは:支援者自身が、納得のいく解決策が容易に見出せなくなり、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じるようになること。
- ※2 「代理受傷」とは:被害者から聞くショッキングな話に支援者自身が傷つくこと。

## 施策の柱Ⅲ 安全・安心が保障される保護

### めざす姿

DVにより加害者から避難してきた被害者、被害者に同伴する家族及び被害者を支援する関係者は、加害者から危害を加えられる恐れがあります。警察と各関係機関が緊密に連携・協力し、被害者の状況に適した迅速な安全の確保と安心して過ごせる保護環境を整備することは、最優先されるべき事項です。

また、困難な問題を抱える女性の多くが精神や身体等を傷つけられていることも踏まえつつ、本人の意思に寄り添った支援を行う必要があります。

併せて、同伴する子どもに対する適切な心のケアや学習機会の提供、さらに、男性DV被害者、性的少数者、障がい者、高齢者、外国人等、様々な配慮を必要とする支援対象者にも対応できるよう相談支援体制を整備し、支援対象者や同伴者等の安全・安心が保障される保護体制を目指します。

### 【 施策の方向1 通報への迅速・的確な対応 】

#### 現状と課題

- DV防止法では、配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めることと規定されています。
- DVは家庭内や親密な関係性のなかで行われ、また、被害者も家庭などの事情や加害者の報復をおそれて相談することをためらう場合もあり、外部からの発見が非常に困難です。また、被害者がDVであること自体に気が付いていなかったり、相談先がわからないといった場合もあり、被害を受けているにも関わらず相談に結びついていないケースがあることが想定されます。そのような被害者に対して、DVに関する正しい情報を届けていくための環境づくりが求められます。
- また、暴力を発見しやすい立場にある医療関係者や介護関係者、福祉関係者に対して、この問題を正しく理解し、被害者へ適切な情報を提供する役割が期待されており、継続的にDV理解のための啓発を行っていく必要があります。

#### 主な取組

#### ■ 警察を含む関係機関との連携強化

- ・DV被害者に対して身体に対する暴力が行われていると警察に通報があった場合は、警察は直ちに現場に赴き、暴力の制止に当たるとともに、被害者の保護に努めます。また、被害

者の意思を踏まえて、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行います。

- ・男性、性的少数者、障がい者、高齢者、外国人等、様々な配慮を必要とするDV被害者にも対応できるよう、あらかじめ委託する施設の特性を考慮し、そのDV被害者にとって最も適切と考えられる多様な一時保護委託先を確保します。また、通訳や手話通訳等による情報手段の確保にも努め、被害者の心のケア、手続きの支援ができる体制を整備します。

### ■ 通報・発見体制の充実

- ・DV被害者へ適切な情報を提供する役割が期待される医師や看護師などの医療関係者、介護関係者、民生委員や児童委員などの福祉関係者など、職務上の関係者に対して、DVに関する正しい知識や、配偶者暴力相談支援センター等の機能について周知していきます。また、身体への暴力を受けている者を発見した場合等の通報についても周知します。
- ・広く県民に対し研修事業や啓発資料を提供することにより、DV被害の早期発見や通報の促進に努めるとともに、医療機関向けDV対応マニュアルを作成、配布することにより、被害者の早期発見・保護の促進を図ります。
- ・介護関係者や福祉関係者は、医療関係者と同様、被害者を発見しやすい立場にあることから、対応方法や、関係機関との連携方法等を記載したリーフレットを作成・配布するなど、被害者を早期発見し、適切に保護する体制を整備します。

## 【 施策の方向2 安全・安心の確保と保護体制の充実 】

### 現状と課題

- 女性相談センターでは、支援対象者やその同伴する家族がDVから逃れ、また困難な問題を抱える女性が、心身の健康の回復を図るとともに、生活基盤を安定させて自立の準備をしていくための支援として、一時保護を行っています。
- 一時保護にあたっては、障がい者、高齢者、外国人等、支援対象者の状況や、同伴する家族の有無等を勘案し、女性相談センターの一時保護のほか、母子生活支援施設、民間シェルター等、状況に応じた適切な一時保護委託先において保護を行うことが必要です。
- 一時保護を実施した支援対象者の多くは、子どもを同伴しています。そうした子どもへの支援を行うため、一時保護所に専門職員を配置し、保育や学習の支援等を通じ、精神的不安をケアするとともに、育児に不安を持つ支援対象者に対しては、子育ての助言を行っています。家庭内でのDVを子どもが目撃したり聞いたりすることや、巻き込まれて虐待を受けることは、子どもの心身に大きく影響を与えます。今後も、子ども相談センター等との連携を図りながら、子どもの心のケアについて十分に配慮していくことが必要です。
- 一時保護所は、DV被害等により傷ついた入所者が個々の生活空間で心身を休め、緊張と不安を緩和する空間とするため、同伴する家族の有無等、入所者の多様な状況に応じて適切な保護ができるような体制の充実が求められます。
- 配偶者からの生命の危険を感じるような暴力は夜間に発生する可能性が高く、休日・夜間については、緊急一時保護を実施し、女性相談センターへつないでいます。

- 加害者からの追求が激しい場合には、DV被害者を支援する関係者も危険にさらされる場合があり、女性相談センター及び一時保護所の危機管理体制の徹底を図るとともに、関係機関は警察との連携を密にして、情報の共有を図りながら対応していく必要があります。なお、警察では、被害者の身辺警護等の各種保護対策を実施しています。
- DV被害者の安全確保のためには、一時保護と並んで保護命令制度も有効な手段です。制度を一層周知するとともに、DV被害者への適切な情報提供・助言が必要です。
- 保護命令が発令された場合には、警察は速やかにDV被害者と連絡をとり、被害を防止するための留意事項や緊急時の迅速な通報等を教示し、DV加害者に対しても、保護命令を遵守させることはもちろん、配偶者への暴力は犯罪となる行為も含む人権侵害であることの指導警告を行っています。現在の体制では、警察は唯一DV加害者と接触し、指導警告を行える機関であり、緊密な連携により一層の安全確保を図っていく必要があります。

### 主な取組

#### ■ 女性相談支援センターを中心とした関係機関との連携

- ・保護にあたっては、女性相談支援センターを中心として、女性自立支援施設、女性相談支援員、市町村等の関係機関が相互に連携を図りながら対応します。
- ・女性相談支援センターは、必要に応じて個別ケース会議を開催するなど、一時保護中から支援対象者の自立に向けた支援を行います。また、関係機関と連携し、必要なサポートを行います。
- ・保護や自立支援にあたっては、必要に応じ、民間団体等関係機関とも連携します。

#### ■ 一時保護体制の充実

##### <あらゆる状況に応じた一時保護先の確保>

- ・支援対象者の状況や、同伴する家族の有無等を勘案し、個々のケースに応じた適切な一時保護委託先や新たな緊急一時保護先を確保します。また多様な一時保護先を確保していくため、民間シェルターの設立や運営に要する経費補助を行うなど、その活動を支援します。
- ・追求の激しいDV加害者から逃れるために、県外で一時保護を行ったり、施設に入所したり自立したりする人は少なくありません。県では、必要に応じて、県域を超えてDV被害者の一時保護の受け入れを行っており、今後も一時保護の受け入れ等がスムーズに行われるよう、近隣県との広域連携を図ります。

##### <一時保護所における体制整備>

- ・一時保護所において、精神的に不安定になる夜間のサポートを行うとともに、DV加害者からの追及の恐れ等からDV被害者を守るため警備体制の充実を図るとともに、精神的なケアをしていくための体制を整えます。
- ・一時保護中の支援対象者の精神的な安定等に配慮し、希望する支援対象者には、カウンセリング等の心理的なケアを行います。
- ・一時保護中の同伴児一人ひとりの特性や状況に合わせた保育や学習支援を充実させるとと

もに、女性相談支援センターが子ども相談センターとの連携を密にしながらい同伴児に対する精神的なケアを充実し、子どもにとって必要な支援を行います。

#### <支援者等への危害防止>

- ・支援者など関係者へ危害が及ぶおそれについて、関係機関は警察との間で連携を密にして、情報の共有を図り、支援者等への危害防止に努めます。また、一時保護所等の関係機関においては、危機管理対応マニュアルを作成するなど、防犯体制を整え、組織としてDV加害者に対応するための適切な判断ができるよう、実際に訓練を行うなど、危険を回避するための準備を行います。

### ■ 保護命令等への対応

#### <保護命令制度の周知>

- ・DVの問題を広報啓発していく際に、保護命令制度についても併せて周知徹底を図ります。また、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力について、保護命令が発令されることを周知します。
- ・保護命令の通知を受けた場合には、警察は、裁判所から保護命令を発令されたDV被害者及び親族等の安全確保のために、各関係機関と連携し、適切な対応をするように努めます。また、警察は、DV加害者に対して、保護命令の遵守、保護命令違反時の刑罰法令の適用等について指導警告を行います。

#### <被害者等に係る情報の保護>

- ・DV被害者を保護する観点から、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出や住民票の写し等の交付の請求に対する拒否等の措置、医療保険の適切な取り扱いについて、関係機関に周知徹底します。
- ・市町村の住民基本台帳事務担当者を対象とした会議等において、制度の運用や関係部局との連携について、周知徹底を図るとともに、支援措置が適切に運用されるように努めます。
- ・DV被害者が安心して転居先等で子どもと生活ができるよう、学校や保育所、幼稚園等においても関係職員が適切な対応ができるよう、DVに関する正しい知識の普及を図ります。
- ・DV被害者が自ら自分の情報を保護する重要性について、被害者自身の理解促進に努めます。

## 施策の柱Ⅳ 実効性のある自立支援

### めざす姿

支援対象者が自立して生活しようとする際、心的、身体的ダメージからの回復が必要なだけでなく、住宅や就業機会の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決に関わる関係機関等は多岐にわたります。

各関係機関が、支援対象者の置かれている状況に対する認識を共有しながら連携を図り、支援対象者の意思が尊重される形で生活再建の道筋が見つけられるよう、自立に向けた実効性のある支援体制づくりを目指します。

### 【 施策の方向1 生活再建に向けた支援 】

#### 現状と課題

- DV被害者の居住の安定を図るため、DV被害者が県営住宅の入居を希望する場合、優先入居の対象とするとともに、民間アパートへの入居に際しても、居住支援法人等により円滑に入居できるよう情報の提供や相談等を行ったり、社会福祉施設の施設長等が保証人となった場合の保険料や損失補償の一部を補助するなどの支援を行っています。今後もこのような支援について周知を図るとともに、DV被害者の意向や状況に応じて市町村とも連携をしていく必要があります。
- 支援対象者は、精神的・肉体的な疲労が蓄積し、新たな生活に向かっていくエネルギーが失われていることも多く、生活再建のための心のケア等も必要です。一時保護後の自立した生活をしていくための地域への橋渡しや、行政機関等において手続きを行う際に、知識のある支援者の付き添いの援助も不可欠です。
- 県では、民間団体の協力のもと、支援対象者に対して同行支援も行っています。法律無料相談や就業講習等により支援対象者の経済的自立を促進するとともに、生活保護や母子父子寡婦福祉資金の貸付など利用可能な福祉制度についても情報提供するなど、自立に向けた支援を行っています。
- 支援対象者が心身を回復していくためには、被害者同士が体験や悩みなどを語り合うことで気持ちを整理したり、情報を共有しながら、今後について考えていくことが有効とされています。また、DVが原因の離婚であっても、子どもの利益を最優先して考慮するため、面会交流が行われることがあります。そこで、支援対象者相互の支援を目的とする活動や、DV被害者の面会交流を支援する民間団体を支援しています。

## 主な取組

### ■ 自立のための心のケア

- ・同じ体験を抱えている仲間と出会い、自らの体験を分かち合い、回復への道を歩むきっかけをつくることを目的として活動する自助グループやサポートグループ等の活動を支援します。
- ・希望する支援対象者に対しては、そうしたグループを紹介するほか、自尊心を取り戻すカウンセリングやトレーニング講座の実施等により、医学や心理学の専門家との連携を図りながら、心理的な回復と新たな生活をつくりあげていく力をつけるための支援を行います。
- ・一時保護所や女性自立支援施設において、支援対象者の精神的な安定等に配慮し、希望する支援対象者には、自立に向け、カウンセリング等の心理的なケアを行います。
- ・DVを原因とした離婚における面会交流が円滑に行われるよう、面会交流支援を行っている民間団体の活動を支援することで、面会交流によるDV被害者の心身の不安を取り除くよう支援します。
- ・ぎふ性暴力被害者支援センターにおいて、性的な被害を受けた支援対象者に対して、カウンセリングの実施により、被害による心的外傷から回復し、安定的な生活が営めるための支援を行います。

### ■ 自立のための同行支援

- ・支援対象者が、裁判所等関係機関において手続きを行う際に、配偶者暴力相談支援センター、民間団体、関係機関の職員等が同行し、支援対象者の安全に配慮するとともに、必要に応じ、支援対象者の置かれた状況等について補足して説明を行うなど、手続きが円滑に進むよう支援を行います。

### ■ 関係機関との連携による継続的な支援

- ・支援対象者の自立に関わる関係機関が、認識を共有しながら連携を図り、例えば、特定妊婦※1やケアリーバー※2などの支援対象者の自立を支援できるよう、本計画に記載する会議体を活用するほか、女性相談支援センターが中心となり、継続的に支援内容について検討します。

### ■ 居住する場の確保

- ・DV被害者の県営住宅への優先入居について引き続き制度を周知するとともに、市町村に対し、公営住宅への優先的な入居について協力を依頼します。
- ・民間賃貸住宅についても、入居を拒まない登録住宅の普及や制度の周知を行うとともに、居住支援法人等を通じて円滑に入居ができるよう居住支援を行います。
- ・同伴する子がいる支援対象者が、希望する場合には母子生活支援施設に入所できるよう、母子生活支援施設の活用について、市町村の更なる理解が進むよう努めます。

#### ■ 就労のための支援

- ・生活困窮者自立相談支援窓口、公共職業安定所及び職業訓練施設において、支援対象者に配慮した対応がなされるよう連携を強化します。
- ・支援対象者への配慮について企業から協力を得られやすい環境を整えるとともに、就労支援活動を行っている民間団体等と連携・協力し、支援対象者の就労機会の確保を支援します。

#### ■ ひとり親家庭への支援

- ・市町村、民間団体と連携を図りながら、ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもに対する学習支援体制を整えるとともに、学習支援を実施するNPO団体等に対しボランティアのマッチング事業を行うなど、側面的支援を実施します。
- ・「ひとり親家庭等・就業自立支援センター」において、ひとり親家庭が仕事と子育ての両立を図れるように、育児や家事等の生活全般に関する課題に対応するための相談支援、より良い就業に結びつけるための就業支援や養育費に関する相談支援及び家計管理等に関する支援を行います。
- ・児童扶養手当制度や母子父子寡婦福祉資金貸付制度、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等の活用など、自立に向けたひとり親支援の情報を広く周知します。

#### ■ 施設機能の充実と整備

- ・女性自立支援施設における生活や自立支援に向けた適切な保護ができるよう、入所者の退所後の地域生活への円滑な移行のため、施設を離れ、地域社会や地域生活等を体験する地域生活移行支援を実施し、地域社会への円滑な移行及び自立に向けた支援を行います。また、女性自立支援施設退所後は、自立生活のための支援を行います。

※1 「特定妊婦」とは：出産後の養育について、出産前において支援を行うことが必要と認められる妊婦。（予期せぬ妊娠、若年の妊娠、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦）

※2 「ケアリーバー」とは：児童養護施設を退所する等、社会的養護の支援の枠組みから離れた子ども・若者。

【 施策の方向2 子どもの安全・安心を確保する支援 】

現状と課題

- 支援対象者の自立を支援する上で、支援対象者である親とともに暴力や困難から逃れた子どもたちが、適切な教育や保育を受けるための環境を確保することは重要です。
- 家庭内でのDVを子どもが目当たりしたり聞いたりすることや、巻き込まれて虐待を受けることは、子どもの心身へも大きく影響を与えます。学校や保育所、幼稚園、子育て支援施設など、子どもに関わる様々な立場の関係者が、DVに関する正しい知識を持ち、DVによって傷ついている子どもを早期に発見し、専門機関による支援につなげていくことが必要です。
- 「児童虐待の防止等に関する法律」では、直接、子どもに対して向けられた行為ではなくても、DVが子どもの目の前でされることは「虐待」にあたりと明記されています。DVと児童虐待は相互に密接な関係性があるとの認識のもと、相談や一時保護等の段階で子ども相談センター等との相互の連携を図り、対応しています。
- また、加害者の追跡を想定し、市町村教育委員会や学校、保育所、幼稚園等においても、DV被害者の安全を確保するための体制を整備することが求められます。区域外就学の弾力的な受け入れなど、子どもが安心して学校等に通うための支援が必要です。

主な取組

■ 子どもの心のケア

- ・子どもと日常的に接している学校や保育所、幼稚園、子育て支援施設等の関係者が、DVが子どもに与える影響を理解し、子どもが置かれている状況や子ども自身の状態を把握した上で適切な対応が行われるよう働きかけます。
- ・配偶者暴力相談支援センター、子ども相談センターや市町村の要保護児童対策地域協議会、子ども家庭支援センターが医学や心理学の専門家とも連携を図りながら、子どもの心のケアの支援を行います。
- ・その他、支援対象者及びその子どもの心のケアを共に支援できる体制を検討します。

■ 子どもの就学等への支援

- ・区域外就学について弾力的に受け入れを行い、DV被害者からの申し出があった場合には、DV加害者などの問い合わせに応じないなどの安全対策を講じるよう市町村教育委員会へ働きかけます。
- ・市町村、民間団体と連携を図りながら、ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもに対する学習支援体制を整えるとともに、学習支援を実施するNPO団体等に対しボランティアのマッチング事業を行うなど、側面的支援を実施します。（再掲）

■ 子どもの安全を確保する支援体制の整備

- ・子どもへの保護命令が発令されている場合や、DV被害者であることの申し出があった場合には、学校や保育所及び幼稚園での対応方法等、マニュアル化したものを配布するなどして、適切な対応が行われるよう、働きかけます。

## 施策の柱V 関係機関と連携した支援体制づくり

### めざす姿

支援対象者への支援を円滑に実施するために、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター、警察、県及び市町村の関係機関のほか、支援に関わるすべての機関が共通認識を持ち、日々の相談や保護、自立支援のそれぞれの段階において、緊密に連携して取り組む体制づくりを目指します。

また、支援対象者の個々の事情に応じたきめ細やかな対応をしていくために、行政機関が主体的に取り組むとともに、支援のための豊富なノウハウやネットワークを有する民間団体と相互に連携を図りながら、積極的な施策の展開を目指します。

また、それぞれの段階で支援対象者へ良質な支援を提供するための支援対象者の苦情処理体制づくりを目指します。

### 【 施策の方向1 関係機関相互の連携促進 】

#### 現状と課題

- DVの防止及び児童虐待防止について、各関係機関の取り組み状況や課題を共有し、それぞれの連携を深めることを目的に、学識経験者及び民間支援団体も含めた関係機関をメンバーとする「家庭における暴力防止等協議会」を2001年度より開催しています。また、県内各5圏域においても「配偶者暴力等防止地域協議会」を開催しており、現状と課題の意見交換や、事例検討などを行い、各関係機関との連携を図っています。
- 保護機関等の担当者会議を開催し、実務者レベルの間での連携促進にも努めています。協議会の充実を図るとともに、実際に被害者の保護や支援に当たる実務者レベルによる具体的事例に基づく検討会の実施を通じ、関係者が情報及び認識を共有し、連携してそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。
- 民間団体が行うシェルターの確保及び運営、電話相談、同行支援などの支援対象者の自立支援に係る経費補助等により、地域における支援対象者の保護や自立支援体制の充実や早期自立の促進が図られています。柔軟で機動的な活動が行える民間団体と行政とが、それぞれの特性を生かしながら連携し、協働して施策を推進していくことが、よりきめ細やかな支援体制の構築につながります。支援対象者の多様なニーズに対応していくため、実働的なネットワークづくりが必要であり、今後も、民間団体の活動を支援していくとともに、緊密な連携を図り、被害者へのきめ細やかな支援を行っていくことが求められます。
- 現在活動中の民間団体については、支援対象者に寄り添い、柔軟で機動的な支援が行えるという民間の特性を生かした活動が継続して行えるよう、県ではこれを引き続き支援していくとともに、DV加害者は支援者にも危害を及ぼす恐れがあることから、支援者の安全確保に常に配慮しつつ、事業委託等を検討していく必要もあります。

主な取組
------

### ■ 県内ネットワークの強化

#### <「DV 防止協議会」の充実>

- ・「家庭における暴力防止等協議会」において、家庭内で発生する暴力であるDVと児童虐待について、現状把握と課題分析を行い、家庭における暴力の防止、早期発見、早期対応のための施策を検討し、その充実に向け関係機関の連携を図ります。
- ・各圏域の「配偶者暴力等防止地域協議会」は、市町村を超える区域での連携・支援を円滑に行うため、市町村を含む圏域をカバーするネットワークとして、実務者レベルの事例検討会を通じ、活用できる社会資源等の情報や課題を共有し、関係機関それぞれが役割を果たせるよう連携を図ります。

#### <「支援調整会議の設置」>

- ・困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、女性相談支援センター、県及び市町村の女性相談支援員、女性自立支援施設の三機関が定期的な意見交換の実施により、連携関係を深めるとともに、民間団体、福祉事務所、子ども相談センター、ぎふ性暴力被害者支援センター、住宅確保支援や就労支援機関等により、困難な問題を抱える女性への支援の内容を協議する支援調整会議(以下「支援調整会議」という。)を設置します。
- ・支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援への支援体制の地域における全体像及び調整会議全体の評価等を行う「代表者会議」、個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象者の実態把握等を行う「実務者会議」、個別ケースについて詳細な支援方針を議論する「個別ケース検討会議」と段階に分けて実施します。

### ■ 民間団体の活動支援及び連携

- ・民間団体を支援するため、女性相談支援センターが主催する研修への参加や、他機関が主催する研修会等への参加を支援するなど、支援に関わる人材の養成や、民間支援団体のスタッフの資質の向上に対して必要な支援を行います。
- ・民間団体からの相談に応じ、必要な情報を提供するなどの支援を行うとともに、民間支援団体が持続的な活動を可能としていくための運営に係る助言や指導等のサポートを行います。
- ・「家庭における暴力防止等協議会」や「支援調整会議」等への招請等を通じ、民間団体と関係機関との連携を強化していきます。
- ・国からの各種の調査報告書や関連する施策に係る通達等を含め、様々な情報及び資料を民間支援団体へ提供していきます。

【 施策の方向2 市町村における支援の充実 】

現状と課題

- 市町村は、DV防止基本計画、困難女性支援基本計画の策定と女性相談支援員、配偶者暴力相談支援センターの設置について努めるものとされています。
- 計画については41市町村が策定していますが、配偶者暴力相談支援センターを設置している市町村はありません。また、市町村単位でのDV防止協議会の設置については、31市町村(2022年10月現在)が設置しています。
- 各市町村における、DV防止基本計画及び困難女性支援基本計画の策定とDV防止協議会及び支援調整会議、女性相談支援員や配偶者暴力相談支援センターの設置を促進することにより、相談、支援を効果的に推進し、充実させていくことが求められます。

主な取組

■ 市町村「困難女性支援計画」等策定の促進

- ・必要な情報提供や助言を行うなど、全市町村にDV防止基本計画及び困難女性支援計画が策定されるよう、働きかけます。

■ 市町村「DV防止協議会」及び「支援調整会議」設置の促進

- ・各市町村単位で関係機関との連携を目的に、全市町村にDV防止協議会及び支援調整会議が設置されるよう、働きかけます。

■ 市町村「配偶者暴力相談支援センター」設置の促進

- ・設置に向けたノウハウを提供するとともに、相談件数、緊急一時保護事業の実施状況を勘案し、市町村において配偶者暴力相談支援センターが設置されるよう働きかけます。

■ 県における相談体制の強化(再掲)

- ・女性相談支援センターに市町村への助言を行う人員を配置します。

■ 関係機関担当者の資質向上(再掲)

- ・各関係機関や民間団体で相談や支援に当たる職員等に対し、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等、実際の業務に直結する研修を継続的・計画的に実施します。また、他機関が実施する研修等への参加についても支援をすることにより、幅広い知識や技術等を習得するための機会を提供します。
- ・女性相談支援センターが主催する研修では、社会情勢等にも配慮した内容とし、受講者の知識・経験の習得状況に応じた研修を実施することで、相談や支援に当たる職員

等一人ひとりの資質向上を目指します。

- ・相談、支援にあたる者のバーンアウトや代理受傷などの精神的な負担を軽減するため、スーパービジョンなどを通じて心のケアに努めます。

#### ■ 二次被害防止のための研修の実施(再掲)

- ・一番身近な窓口である市町村をはじめ、福祉事務所、保健所、警察署、男女共同参画
- ・女性のための総合的な施設などの職務関係者に対し、研修会等を通じて二次被害を発生させないよう周知します。

#### ■ 市町村「相談支援員」への研修実施

- ・市町村「相談支援員」向けの研修を行い、市町村を支援します。

### 【 施策の方向3 良質な支援につなげるための苦情処理体制整備 】

#### 現状と課題

- 本県では、一時保護所入所者へのアンケート調査を実施し、要望・苦情等があった場合には対応を検討し改善に努めています。
- 支援対象者への二次被害はあってはならないことですが、万が一発生し、支援対象者からの苦情の申し出があった場合には、支援対象者の処遇の向上と支援者のレベルアップを図るためにも、組織として苦情を受け付け、第三者機関の設置検討を含めた苦情処理体制の整備が必要です。
- 特にDV被害者からの苦情については、DV防止法第9条の2において、DV被害者の保護を行う関係機関は、DV被害者から保護に関する苦情の申し出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するよう努めるものとされており、対応結果について、可能な限り申し出たDV被害者に説明するとともに、必要に応じ職務執行方法の改善に努めることが必要です。
- 本県では、条例に苦情に対する体制について明示するとともに、「岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会※1」の中に苦情処理部会を設置して、体制を整備しています。
- 今後も、県民に対して、より広く苦情処理制度について周知していく必要があります。

#### 主な取組

#### ■ 苦情処理体制づくり

- ・現在、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」第18条の規定に基づき、男女共同参画に関する苦情等に対応しています。支援対象者が各機関における苦情対応に納得がいけない場合には、この制度を活用して苦情の申し立てができることを周知します。
- ・一時保護委託施設や民間支援団体における苦情処理体制についても、公的機関に準じた体制の整備を働きかけます。

※1 「岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会」とは、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」(2003年岐阜県条例第49号)第20条により設置された知事の諮問機関です。

## 第4章 計画の推進体制と役割分担

### 1 推進体制

有識者や公募委員で構成される「岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会」において、本計画への取り組み状況を随時確認していただき、本計画の変更など必要な事柄についてご意見をいただきます。

そのご意見をふまえ、「岐阜県家庭における暴力防止等協議会」及び「支援調整会議」において、施策の実施状況を検証し、施策に反映します。

### 2 役割分担

#### ■ 県

様々な分野にわたる施策を結びつけ、総合的かつ計画的に施策を推進するとともに、市町村、民間団体等の取り組みを支援します。

#### ■ 市町村

住民にとって一番身近な自治体として、実情に応じた取り組みを推進します。

#### ■ 民間団体

県や市町村等関係機関と連携を図り、より積極的に支援活動を推進します。

## 第5章 基本目標

項目	目標数値	目標年度	現状
DV予防教育の受講者数 (累計)	15,000 人	2024～2028 年度	10,089 人 (2019～2022 年度)
女性相談支援センターによる市町村向け助言実施件数	年 50 回以上	2028 年度	—
市町村担当職員向け研修会受講者数(累計)	250 人以上	2024～2028 年度	—
連携する民間団体数	6団体以上	2028 年度	2団体 (2022 年度)
DV被害について、誰にも相談しなかった割合	50%以下	2027 年度	60.9% (2022 年)